

令和5年度三浦市監査年間計画

三浦市監査基準（令和2年三浦市監査委員告示甲第1号）第9条第1項並びに三浦市監査委員職務執行規程（昭和63年三浦市監査委員告示第2号）第8条第1項及び第2項の規定に基づき、令和5年度三浦市監査年間計画を次のとおり定めます。

令和5年3月27日

三浦市監査委員 長治克行
同 出口眞琴

1 監査等の実施方針

- (1) 監査等は、三浦市監査基準に従い、常に公正不偏の態度を保持して実施します。
- (2) 監査等を実施するに当たっては、必要に応じ、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、本市の事務の執行についても併せて監査（行政監査）を実施するものとします。
- (3) 令和5年度は、毎年度実施する監査等のほか、財務監査のうち工事監査を随時監査として実施します。

2 実施する監査等の種類、実施予定時期及び対象

本年度に実施する監査等の種類、実施予定時期及び対象は、次に掲げるとおりとします。

- (1) **財務監査（地方自治法第199条第1項）** 市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査します。

ア 定期監査（地方自治法第199条第4項）

(ア) 前期定期監査

- a 監査の実施予定時期 4月中旬から6月上旬まで
- b 監査の対象範囲 令和4年度に執行した事務事業
- c 監査の対象部課等 都市環境部（都市計画課・土木課・環境課・廃棄物対策課・清掃事業所・環境センター）・上下水道部下水道課（一般会計に係る部分に限る。）・議会事務局・農業委員会事務局・公平委員会事務局

- ・固定資産評価審査委員会

(イ) 後期定期監査

- a 監査の実施予定時期 10月上旬から11月中旬まで
- b 監査の対象範囲 令和5年度上半期に執行した事務事業
- c 監査の対象部課等 市民部（市民協働課・市民サービス課・文化スポーツ課・南下浦出張所・初声出張所・初声市民センター・図書館）・教育部（教育総務課・学校教育課・学校給食課・青少年教育課・教育研究所）・選挙管理委員会事務局

(ウ) 公営企業会計定期監査

- a 監査の実施予定時期 10月上旬から11月中旬まで
- b 監査の対象範囲 令和5年度上半期に執行した事務事業
- c 監査の対象会計 水道事業会計・公共下水道事業会計

(エ) 市立学校定期監査

- a 監査の実施予定時期 1月上旬から2月上旬まで
- b 監査の対象範囲 令和5年度（令和5年4月1日から同年11月30日までの間に係るものに限る。）に執行した事務事業
- c 監査の対象校 三崎中学校・南下浦中学校

イ 随時監査（地方自治法第199条第5項）

工事監査

- (ア) 監査の実施予定時期 11月上旬から2月上旬まで
- (イ) 監査の対象工事 令和4年度中又は令和5年度中に契約を締結した工事のうち任意に抽出した1件

(2) 決算審査 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であることを審査します。

ア 一般会計及び特別会計（地方自治法第233条第2項）

- (ア) 審査の実施予定時期：市長の審査要求から8月上旬まで
- (イ) 審査の対象範囲
 - a 令和4年度一般会計決算
 - b 令和4年度国民健康保険事業特別会計決算
 - c 令和4年度後期高齢者医療事業特別会計決算

- d 令和4年度介護保険事業特別会計決算
 - e 令和4年度市場事業特別会計決算
 - f 令和4年度第三セクター等改革推進債償還事業特別会計決算
- (ウ) 監査委員による審査時に出席を求める部課等 前記(イ)に掲げる対象範囲に係る部課等(前期定期監査の対象部課等を除く。)

イ 公営企業会計(地方公営企業法第30条第2項)

- (ア) 審査の実施予定時期 市長の審査要求から8月上旬まで
- (イ) 審査の対象範囲
 - a 令和4年度病院事業会計決算
 - b 令和4年度水道事業会計決算
 - c 令和4年度公共下水道事業会計決算

(3) **健全化判断比率等審査** 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であることを審査します。

ア 健全化判断比率等審査(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項)

- (ア) 審査の実施予定時期 市長の審査要求から8月上旬まで
- (イ) 審査の対象範囲 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
- (ウ) 審査の対象部課等 政策部財政課

イ 資金不足比率等審査(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項)

- (ア) 審査の実施予定時期 市長の審査要求から8月上旬まで
- (イ) 審査の対象範囲 本市の経営する各公営企業(市場事業・病院事業・水道事業・公共下水道事業)に係る令和4年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
- (ウ) 審査の対象部課等 政策部財政課

(4) **例月出納検査(地方自治法第235条の2第1項)** 会計管理者等の現金の出納が正確に行われているかを検査します。

- ア 検査の実施予定時期 毎月原則10日から25日まで

イ 検査の対象範囲 会計管理者、病院事業企業出納員、水道事業企業出納員及び公共下水道事業企業出納員の管理する検査月前月分の現金の出納

3 監査等の実施体制

監査等は、監査委員事務局職員による準備調査及び監査委員による監査・検査・審査（別表においてそれぞれ本監査・本検査・本審査といいます。）により実施するものとします。

4 監査等の実施計画

各監査等の実施に当たっては、各監査等ごとにその要項を定めた実施計画を定めるものとします。

5 その他

令和5年度における監査等の月別年間予定は、別表のとおりです。

別表

令和5年度三浦市監査毎月別年間予定表

	4月			5月			6月			7月			8月			9月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
出納検査		準備調査 (3月分)			準備調査 (4月分)			準備調査 (5月分)			準備調査 (6月分)			準備調査 (7月分)			準備調査 (8月分)	
			本検査			本検査			本検査			本検査			本検査			本検査
財務監査	前期定期監査 (都市環境部・上下水道部下水道課(一般会計)・議会事務局・農業委員会事務局・公平委員会事務局・固定資産評価審査委員会)																	
	準備調査						本監査											
決算審査							決算審査 (一般会計及び特別会計)											
							準備調査						本審査					
	公営企業会計 突地棚卸立会						決算審査 (公営企業会計)											
							準備調査						本審査					
その他													健全化判断比率等審査 (健全化判断比率等・資金不足比率等)					
													準備調査					

	10月			11月			12月			1月			2月			3月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
出納検査		準備調査 (9月分)			準備調査 (10月分)			準備調査 (11月分)			準備調査 (12月分)			準備調査 (1月分)			準備調査 (2月分)	
			本検査			本検査			本検査			本検査			本検査			本検査
財務監査	後期定期監査 (市民部・教育部・選挙管理委員会事務局)						市立学校定期監査 (三崎中学校・南下浦中学校)											
	準備調査						本監査						準備調査					
	公営企業会計定期監査 (水道事業会計・公共下水道事業会計)												準備調査					
													準備調査					
							随時監査 (工事監査)											
							準備調査						本監査					